

庁内の検討を踏まえた修正事項等について

1 文体の統一について

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、骨子中に「～する」と「～しなければならない」という表現が混在しているため、どちらかに統一すべきであるという意見があった。

【対応方針】

- ・ 文体を「～する」に統一することとする。

2 「ボランティア等」に関する要素の追加について

【整理の理由】

- ・ 市議会から、自治基本条例におけるボランティア等の位置付けについて質問があった。

【対応方針】

- ・ ボランティア活動をはじめ地域コミュニティ活動、NPO活動について、次のとおり骨子の前文において明示する。

〔事務局案〕 (資料1) 3ページ

- ④ 自治会等による地域コミュニティ活動やNPO活動、ボランティア活動は、まちづくりを担う活動であること

3 「住民」の定義について

【整理の理由】

- ・ 「住民投票」の項目で規定されている「住民」の定義場所を事務局において整理した。

【対応方針】

- ・ 「市民」の定義規定の中で「住民」を一緒に定義する。

〔事務局案〕 (資料1) 5ページ

- ① 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内へ通勤し又は通学する者及び市内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体

4 「地域コミュニティ活動」「NPO活動」「ボランティア活動」の整理について

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、協働の推進に当たって、「地域コミュニティ活動」「NPO活動」への支援だけでは、任意団体等が行う「ボランティア活動」が抜け落ちてしまうのではないかとの指摘があった。

【対応方針】

- ・ 「市民活動・協働推進指針」との整合を図りつつ、「地域コミュニティ活動」「NPO活動」「ボランティア活動」の三つの活動を「市民活動」と定義し、従前から「地域コミュニティ活動」等の記載があった箇所を「市民活動」と改める。

5 「議会の責務」「議員の責務」について

【整理の理由】

- ・ 第5回懇話会では骨子案を示していなかったため、第6回懇話会での検討が必要である。

【対応方針】

- ・ ワーキンググループでの検討を踏まえ次のとおり整理する。

〔事務局案〕 (資料1) 9ページ)

(1) 議会の責務

- ① 議会は、姫路市議会基本条例に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めること

(2) 議員の責務

- ① 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めること

6 「政策」「施策」「事業」の整理について

【整理の理由】

- ・ 骨子における「政策」「施策」「事業」の使い分けが整理されていなかった。

【対応方針】

- ・ 国の「政策評価に関する標準的ガイドライン（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了）」に基づき、次のように整理する。

- i 「政策」 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

- ii 「施策」 上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとめりであり、「政策」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
 - iii 「事業」 上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。
- これにより、「政策」「施策」「事業」の全てを含むものは「政策等」とまとめる。

7 「効率的で効果的な行政運営」の骨子の整理

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、②の「人事組織」という記載については、(3)「行政組織」の内容と重複するのではないかという指摘があった。

【対応方針】

- ・ 「人事組織」を削ることとする。

[事務局案] (資料1) 13ページ

- ② 市長等は、評価、見直しの結果を公表するとともに、その結果を政策等、予算等に適切に反映するよう努めること

8 「財政・財務」の骨子の整理

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、①の「財政規律」という記載に、財務の要素を盛り込むよう指摘があった。

【対応方針】

- ・ 「財政規律」を「財政・財務規律」に改める。

[事務局案] (資料1) 15ページ

- ① 市長等は、財政・財務規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めること

9 「法務」の骨子の整理

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、「行政課題の解決」と「政策立案」の順序が逆ではないかという指摘があった。

【対応方針】

- ・ 順序を入れ替えることとする。

〔事務局案〕 (資料1) 15ページ

- ① 市長等は、市の政策等の立案や行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと

10 「要望の記録と公開」について

【整理の理由】

- ・ 第4回懇話会において、さまざまな要望を記録することとそれを公開するという原則を、謳わざるを得ないのではないかとの意見があった。

【対応方針】

- ・ 「要望の記録と公開」については、平成24年度に市長及び職員に関する倫理条例の制定に向けた取り組みの中で検討する予定であることから、自治基本条例では、原則的な規定を設けることとする。

〔事務局案〕 (資料1) 17ページ

- ③ 市長等は、要望等について職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより必要な措置を講ずること

11 「パブリック・コメント手続」の骨子の整理

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、「パブリック・コメント手続」という見出しは、本市で既に実施している「市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）」と混同される恐れがあり、それ以外の取り組みを包含するような表現に改めた方が良いのではないかという意見があった。

【対応方針】

- ・ 見出しを「市民意見の聴取」と改め、次のとおり、骨子を整理する。

〔事務局案〕 (資料1) 19ページ

- ① 市長等は、市の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、市民から広く意見の把握に努めること

1 2 「国や地方との関係」の骨子等の整理

【整理の理由】

- ・ 庁内の検討において、見出しの「地方」という表現が分かりにくいため、整理するよう指摘があった。
- ・ 2点目と3点目の内容が重複している。

【対応方針】

- ・ 見出しを「国や他の地方公共団体との関係」と改め、次のとおり、骨子を整理する。

〔事務局案〕 (資料1) 23ページ

- ② 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努め、市政を推進すること